# 適格請求書（インボイス）発行事業者の方に ＂オリジナルステッカー＂を配付します！！ 



当所会員事業所の皆様に適格請求書 （インボイス）発行事業者になられた方に左記のオリジナルステッカーを配付いた します！

インボイス制度の開始は令和5年10月1日からとなります。

ぜひ！このステッカーをお店に貼り，取引先の方に登録済みであることを掲示 しませんか？

大配付方法
（1）「適格請求書発行事業者の登録申請書」の税務署印ありの申請書控え又は
インボイスの登録番号が発行されたことが分かる書類
を当所までご持参お願いいたします。
②）（1）の書類を確認させていただき，ステッカーの配付となります。
※（1）の書類が確認できない場合や，申請前の場合は配付できませんのでご了承くださいませ。
※配付枚数は 1 店舗 1 枚とさせていただきます。

お問合せ
稲沢商工会議所

TEL：0587－81－5000／FAX：0587－23－6200

